

事務連絡
令和8年2月19日

各
〔
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
〕
一時預かり事業担当部（局） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

一時預かり事業の対象となる児童について（周知）

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定。以下「分権対応方針」という。）を踏まえ、一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）の対象となる児童の取扱いについて改めて周知するので、指定都市、中核市及び児童相談所設置市においては、一時預かり事業の適切な実施に努められたい。

また、各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、一時預かり事業の適切な実施が図られるよう周知・助言等を図られたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 一時預かり事業における他の市町村の区域に住所を有する児童の取扱いについて

一時預かり事業については、他の市町村の区域に住所を有する児童であって、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものを対象とすることも差し支えないこと。この場合において、当該一時預かり事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第68条第3項の規定に基づく交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の対象となり得ること。ただし、子ども・子育て支援交付金は、同法第67条第3項の規定に基づき、都道府県による費用負担が生じることから、市町村においては、当該一時預かり事業の実施に当たって、十分に都道府県との調整を行うとともに、同法第59条の規定に基づき、同法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施すること。

(参考) 分権対応方針 (抄)

【こども家庭庁】

(2) 児童福祉法 (昭 22 法 164)

- (ii) 一時預かり事業 (6 条の 3 第 7 項) については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、住所地以外の市町村 (特別区を含む。) が実施する当該事業の対象とすることも差し支えないこと及びこの場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援法 (平 24 法 65) 68 条) の対象になることを令和 7 年度中に改めて周知する。

(関係府省庁: 文部科学省及び国土交通省)

第 2 他の市町村の区域に住所を有する児童が一時預かり事業を利用する具体的な例

第 1 の場合において考えられる子ども・子育て支援交付金の対象となる一時預かり事業の利用事例は次に掲げるものであること。ただし、専ら他の保育所等における保育体験を得ることを目的とするものを除くこと。

- ・ 出産、育児、介護等における里帰り先の市町村での利用
- ・ 災害時における避難先の市町村での利用 (災害特例型以外を含む。)
- ・ 児童虐待、配偶者からの暴力等に伴う避難先の市町村での利用
- ・ 保護者の用務 (冠婚葬祭又は就労等) に伴う滞在先の市町村での利用
- ・ 現に二地域居住しているなど複数の地域に居住する乳幼児による住所を有する市町村以外の市町村での利用

【問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
E-mail : hoikuseisaku.chiikishien@cfa.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
新制度・人材確保支援担当
E-mail : youji-jinzai@mext.go.jp

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 最終的な調整結果

管理番号	396	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し

提案団体

厚沢部町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省、国土交通省

求める措置の具体的内容

一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当町では、「ふるさと住民登録制度」に掲げられる二地域居住等の推進のために、児童福祉法に規定される一時預かり支援制度を利用した「保育園留学」を実施しており、他地域で保育園等に通園する乳幼児を当町の幼保連携型認定こども園にて短期間で受け入れている。

一時預かり支援事業の実施に係る子ども子育て支援交付金の算定については、「子ども・子育て支援交付金の交付について(令和7年4月3日第七次改正こ成事第169号)」で示されているところ、一時預かり支援事業の利用者数の実績に基づいて算定がなされている。

【支障事例】

「保育園留学」を進める上で、一時的に通園することとなる乳幼児への手厚いフォローが必要であること、また、通園する乳幼児の人数が短期間で変動し、乳幼児数の見通しを立てることが難しいことから、一時預かり保育をするにあたっての保育士の配置が、「一時預かり事業実施要綱(令和6年3月30日文部科学省、こども家庭庁通知)」に規定される配置基準に比べて多く配置する必要がある。

「保育園留学」の実施に当たっては上述のとおり、通常の一時預かり事業よりも職員を多く配置する必要があることから、通常の一時預かり支援事業よりも児童一人あたりに要する費用が多くなるため、一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金では保育園留学に係る状況を反映した算定がなされないため、今後「保育園留学」を実施して二地域居住を進める上での支障となるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

すでに保育園留学を実施し4年目を迎えているが、年間160組程度を受け入れているため、現場として必要性を把握している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実現することにより保育園留学や二地域居住が促進されるとともに、安定的に保育士を確保することに繋がる。

根拠法令等

児童福祉法施行規則第 36 条の 35 第2号
一時預かり事業実施要綱(令和6年3月 30 日 文部科学省こども家庭庁通知)
子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和7年4月3日こども家庭庁通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

—

各府省からの第 1 次回答

一時預かり事業については、二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するものであり、安全・安心な保育の提供を図るため、職員配置基準等を児童福祉法施行規則で定め、事業の実施に必要な経費の一部を国庫補助しています。

保護者は、一時預かり事業の利用にあたって、任意に保育所等の一時預かり事業所を選択できること、また、対象の乳幼児は、家庭と異なる慣れない環境のなかで保護者以外から保育を受けることを踏まえると、保育園留学と通常の一時的預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく、保育園留学を実施する一時預かり事業所のみ配慮すべき特段の理由が見当たらないため、提案の保育園留学に係る状況を反映した交付金の算定については、困難であると考えます。

なお、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業のため、国基準より上乗せした職員配置等によって事業を実施することは妨げられるものではなく、各市町村の裁量と財政負担により上乗せ等が行われているものであると認識しております。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

一時預かり事業の目的について、「二地域居住の推進又は他地域での保育所等の利用機会の提供を目的とするものではなく、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児の家庭等での保育が、出産・介護等での里帰りを含む保護者の所用で一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」であり、現行の子ども・子育て支援交付金の算定基準についても、現行制度における一時預かり事業の制度趣旨を踏まえた算定基準ということは理解できる。

しかしながら、当町の提案は、「一時的に困難な場合等に当該乳幼児へ保育を提供するもの」という消極的な事由によるものではなく、現在の少子化の現状及び過疎地域の現状を踏まえ、全国 40 以上の自治体で導入されている「保育園留学」により、過疎地域における保育資源を積極的に活用し、都市部住民とシェアリングするものである。保育園留学の実施により、都市部のご家族に向け新たな保育サービスを提供するとともに、有休資源となっている保育所を活用し過疎地域の保育の持続性及び保育の質的な向上を図ることにより、地方が主体となり子育て環境を充実させることにより、地域経済の活性化と移住・二地域居住の促進を図るものである。

このように、「保育園留学と通常の一時的預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解は現行制度上の解釈としては妥当ではあるが、二地域居住の推進については、「地方創生 2.0 基本構想」(令和7年6月 13 日閣議決定)などの国の方針にも謳われていることから、こうした方針も踏まえ、「二地域居住の促進」「若者・女性にも選ばれる地方」を実現するため、新たな方向性で検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

一時預かり事業の目的及び子ども・子育て支援交付金の算定基準、また、「保育園留学と通常の一時的預かり事業の間では、事業実施の前提条件や状況に相違はなく」という見解へのご理解誠にありがとうございます。
一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった又は子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児を、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業となります。
多くの市町村が地域子ども・子育て支援事業として一時預かり事業を実施することで、本事業を必要とする子どもたちや保護者が、いつでも安心して利用できるよう、国としても引き続き交付金措置等に努めて参ります。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(2)(ii)】【文部科学省(2)】【国土交通省(2)】
一時預かり事業(6条の3第7項)については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、住所地以外の市町村(特別区を含む。)が実施する当該事業の対象とすることも差し支えないこと及びこの場合における当該事業が子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法(平24法65)68条)の対象になることを令和7年度中に改めて周知する。